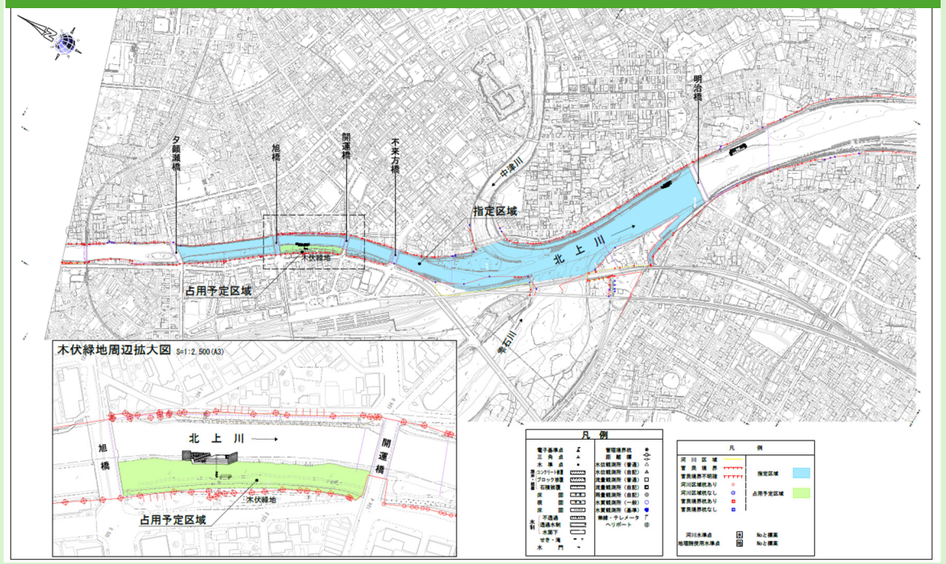
河川空間のオープン化の検討経緯の整理

資料4-1

提示資料（都市・地域再生等利用区域図（案））
（第 18 回盛岡地区かわまち勉強会（北上川 G）の結果を受けて作成した案）



【第 17 回盛岡地区かわまちづくり懇談会】（令和 5 年 12 月 21 日）

【提示案におけるオープン化の区域】
- 「都市・地域再生等利用区域指定範囲」として、北上川の明治橋～夕顔瀬橋間の河川敷と水面を想定した。
- 上記区間のうち、開運橋～旭橋間の右岸河川敷を「占用予定区域」とした。

【懇談会でいただいたご意見】
- 事業に取り組まれる方の見通しを教えて欲しい。
- 事業者選定時の審査のポイントは何か。
- 北国では通年活用が難しく、北国におけるこの制度の活用事例の調査が必要。

これらのご意見を受けて、盛岡市では**「北上川旭橋～開運橋間の河川区間を活用した民間事業に関する市場調査」（サウンディング調査）**を実施

【「北上川旭橋～開運橋間の河川区間を活用した民間事業に関する市場調査」（令和 6 年 3 月 19 日～4 月 22 日）の結果】

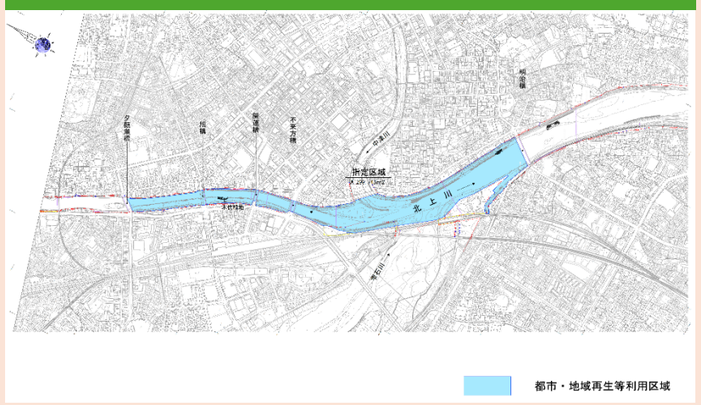
【個別対話の結果（主な意見）】
- 中心市街地から近く、人通りが多いため集客しやすい立地であるため、ロケーションを活かした特徴的なイベント等のニーズはあると思われる。
- 対象区域を利活用するためには、月 1 回以上の除草作業は必要になると思われる。
- 対象区域全体の除草を自前で行うのは負担が大きい。

サウンディング調査結果を【第 19 会盛岡地区かわまち勉強会】に報告

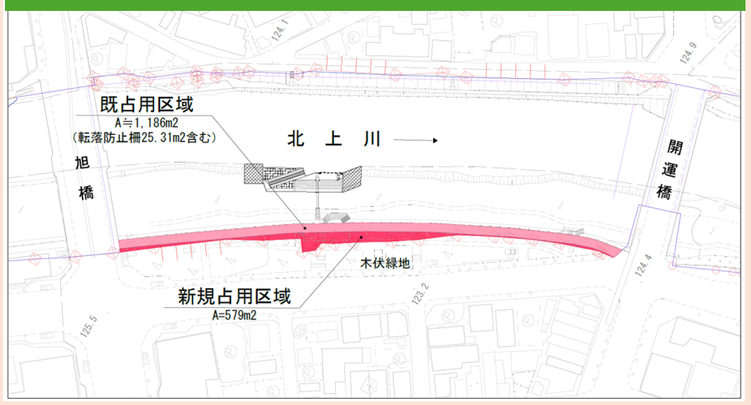
より実現可能な形での河川空間の利活用方針を検討することが必要となった。

【第 20 回盛岡地区かわまち勉強会】（令和 7 年 10 月 21 日）

提示資料（都市・地域再生等利用区域図（案））



提示資料（占用区域図（案））



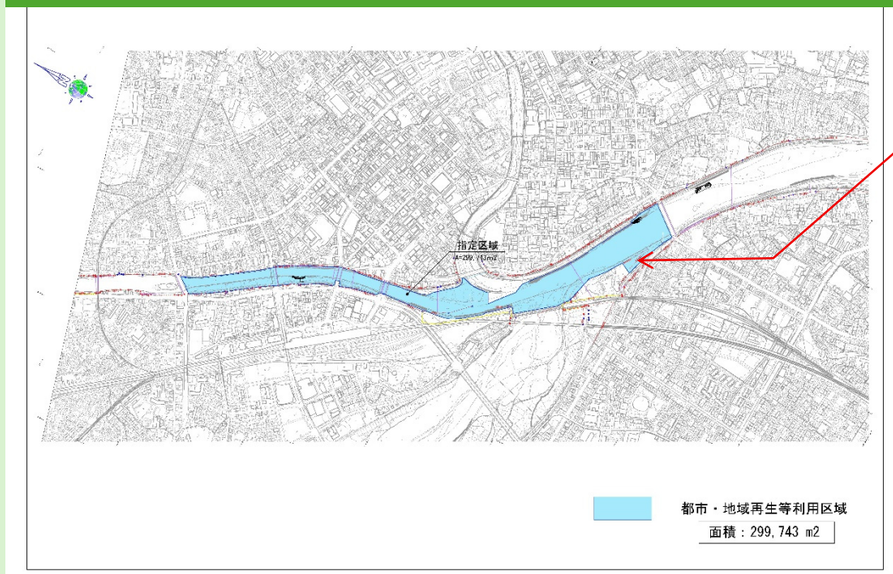
【提示案におけるオープン化の区域】
- 「都市・地域再生等利用区域指定範囲」は前回懇談会提出案と同じ。
- 新規占用区域は木伏緑地と管理用通路（既占用区域）との間の空白部分のみとした。

【勉強会でいただいた主なご意見】
- 舟っこ流しの際のキッチンカーの出店なども考慮すべきである。

今回懇談会提示案へ。

【今回懇談会提示資料への反映】（令和 8 年 2 月 16 日）

都市・地域再生等利用区域図（案）



【舟っこ流しの際のキッチンカー等の出店を考慮】

（第 20 回かわまち勉強会意見）

明治橋上流部右岸河川敷を「都市・地域再生等利用区域」の指定区域に含めた。

【事業者の視点からの意見聴取が必要】

（第 18 回かわまちづくり懇談会意見）

盛岡市でサウンディング調査を実施の上、**河川敷は**新規占用ではなく**一時占用での利用**とした。

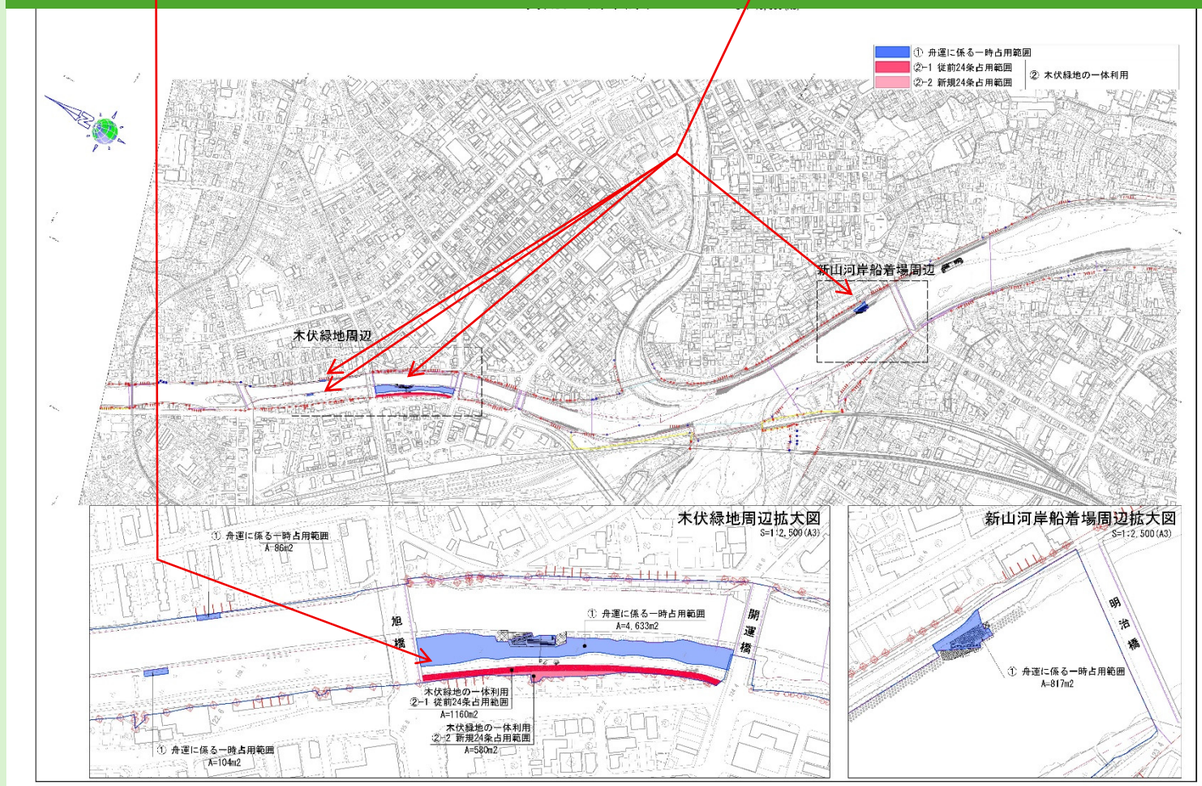
新規占用は**木伏緑地と管理用通路の空白部分のみ**とした。

【月一回程度の除草の負担は大きい】

（盛岡市によるサウンディング調査における民間事業者意見）

舟運による船着場の使用についても、これまで通り**一時占用によるもの**と明確に位置づけた。

占用区域図（案）



【北国における活用事例収集が必要】（第 18 回かわまちづくり懇談会意見）

事例収集を実施した。（今回配布資料　参考資料 1「積雪地域でのオープン化事例」）

